チ　第八条第一項第三号ハに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該公表事項又はその写し

［リ・ヌ　略］

2　［略］

（本人確認記録の記録事項）

第八条の四　法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五　第八条第一項第一号ロ、チ若しくはリ又は第三号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人確認を行つたときは、銀行等が取引又は行為に係る文書を送付した日付

六　第八条第一項第一号ホに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付

七　第八条第一項第一号ヘに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付

八　第八条第一項第一号トに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が本人確認用画像情報の送信を受けた日付又は半導体集積回路に記録された氏名、住所若しくは居所及び生年月日の情報の送信を受けた日付並びに同号ト(1)又は(2)に掲げる行為を行つた日付

九　第八条第一項第三号ロに規定する方法により本人確認を行つたときは、銀行等が登記情報の送信を受けた日付

十　第八条第一項第三号ハに規定する方法により本人確認を行つたときは、銀行等が公表事項を確認した日付

［十一～二十一　略］

2　［略］

3　銀行等は、第一項第十七号から第二十号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている事項（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、銀行等は、本人確認記録に付記することに代えて、当該変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を本人確認記録とともに保存することとすることができる。

（本人確認の対象から除かれる行為）

第十二条の三　令第十一条の五第一項に規定する財務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

［一～八　略］

［号の細分を加える。］

［二・ホ　同上］

2　［同上］

（本人確認記録の記録事項）

第八条の四　［同上］

［一～四　同上］

五　第八条第一項第一号ロ、ホ及びヘ又は第三号ロに掲げる方法により本人確認を行つたときは、銀行等が取引又は行為に係る文書を送付した日付

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［六～十六　同上］

2　［同上］

3　銀行等は、第一項第十二号から第十五号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知つた場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている事項（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、銀行等は、本人確認記録に付記することに代えて、当該変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を本人確認記録とともに保存することとすることができる。

（本人確認の対象から除かれる行為）

第十二条の三　［同上］

［一～八　同上］